

令和2年度(2020年度)豊中市バリアフリー推進協議会(書面開催)

(意見取りまとめ)

| 関連資料  | 意見内容  | 意見に対する市の考え  |
|-------|---|---|
| 資料4-3 | 歩道調査※の成果が形になったのはうれしい。バリアサインが必要な箇所は他にもあるかと思うので、気づいたら情報提供する。  | 今年度で市内全箇所にバリアサインの設置を一定完了します。今後は要望等で新たに設置が必要な箇所にその都度対応してまいりますので、何かお気づきのことがありましたら情報提供をお願いいたします。   |
| 資料4-3 | バリアサインについて、上り坂は遠くからでも視認できるが、下り坂は近づかなければ視認できない。下り坂の手前から数か所にバリアサインを設置してほしい。また、何m先にバリアがあるのか表示してほしい。  | バリアサインにバリアまでの距離を表示することについて、今後検討してまいります。   |
| 資料5   | バリアフリー法が改正(令和2年6月)され小中学校のバリアフリー化が義務化された。小学校のエレベーター設置についてよりスピード感をもって取り組んでほしい。小学校にエレベーターがないのは残り10校なので後3年で終わらせるべきである。エレベーターの有無で車椅子使用者等の緊急時の避難先の選択が限られてしまうことや、ほかの学校の生徒との公平性が保てないことが問題である。 | 当市におきましては、これまでも市内の小中学校にエレベーター設置や多機能トイレへの改修工事等、計画的にバリアフリー化整備に取り組んできたところです。今後もスピード感をもって、小中学校のバリアフリー化に関する事業を確実に進めてまいります。   |
| 全般    | 貴市ではハードを中心に熱心にバリアフリー化にとりくまれ、その成果が面的に表れつつあると思う。マスタープラン制度を活用して、ソフト事業の具現化、災害時等のバリアフリー化にもとりくんでほしいと思います。よろしくをお願いします。   | (仮称)豊中市バリアフリーマスタープランについては令和3年度に策定予定です。バリアフリー法の改正(令和2年6月)によりソフト事業がマスタープランに記載可能になったことや、「大阪府バリアフリー基本構想等作成促進指針」に災害時・緊急時の避難を想定した施設や経路のバリアフリー化が重要であることが記載されていること等から、当市でもこれらの内容を検討してまいります。 |

※歩道調査:車椅子利用者や高齢者、ベビーカー利用者などの歩行困難者に積極的に出歩いてもらうことを目的とし、市内の歩道の舗装状況、段差、公園の出入り口や設備などを中学校単位で調査し、その結果を写真を添えてホームページで公開しています。

(総括)

|  |
|--|
| 近畿大学 名誉教授 三星 昭宏  |
| バリアサインはくるま椅子の方にとって必需品だと思います。今までなぜなかったのかと思います。国のガイドライン類で明記してもよいと思います。当事者だからこそ強く要望できることで参加型ユニバーサルデザイン志向の成果です。小中学校のバリアフリー化は今回政府の施策になりました。豊中市は先行して頑張ってきましたが、エレベーターの情報設備、学校周辺部のバリアフリー化など検討課題もあると思います。           |
| 大阪大学大学院人間科学研究科 未来共創センター 特任講師 石塚裕子  |
| 豊中市では、住居地区のバリアフリー化やバリアサインの整備など、市民意見を取り入れて独自のバリアフリー整備を進めてこられたことが形となり大きな成果をあげています。来年度、取り組まれるマスタープランづくりに期待しています。マスタープランは、これまでの取り組みを包括し、より多様な当事者参画を進めて、小中学校を中心に市民と行政が協働してコミュニティのバリアフリーに取り組むなど、新たな展開を楽しみにしています。 |